

住まいのニュース・レター

かわらばんと併せてご一読下さい！

2007年6月号

発行:株式会社 光陽

フリーダイヤル:0120-65-1152

<http://www.ko-yo.jp>

◆ 高齢者のリフォーム

光陽では昨年より、「耐震診断・耐震改修工事」を本格的にスタートしました。ご相談にいらっしゃるのは、高齢者の方です。もっとも、工事に対する市の助成金は65才以上の方が支給対象です。

自分の年齢と同様に年を積み重ねた「我が家」です。人間は年に1回、「人間ドック」や「健康診断」を受けているが、「我が家」は健康診断を受けていない場合が殆どです。

「我が家」の健康診断の結果、「病気」が発見された場合、元気になるための対策をご提案します。これが、「耐震診断」です。年金で生活している高齢者世帯は、自分の健康のこと、資金のこと、先々のことなどを色々と考えて、工事に関しても慎重な方が多いようです。

最初は、至急に手を入れなければならない工事が優先です。暫くして、希望の工事のご依頼が有ります。そして、その翌年も・・・という具合に、工事を同時期に行わず、分散して行うのが高齢者リフォームの特徴です。あるお客様のケースでは、初年度は耐震補強工事、翌年にキッチンのリフォーム、その翌年にお風呂のリフォームをなさったお客様がいらっしゃいます。

「一緒にリフォームしてしまった方が面倒でないのでは?」とお伺いしたところ、「年寄りには工事をして貰うのも疲れるものなのよ・・・。それに、病気になってしまったらお金も掛かるでしょう」とのお言葉でした。なるほど・・・と頷ける内容です。また、工事も大切ですが、お客様の心配事をお聞きする、心のケアが何より大切です。



◆ 遺言のお話し

「遺言」と聞くと、何か難しそうに感じますが、例えば「自分の財産を全て妻に相続させる」と手書きで書いた文書も立派な遺言です。もっとも、遺言ですから、日付と実印くらいは押しておくのが望ましいと思います。これを「自筆証書遺言」といいます。「遺言」は何枚書いてもいいのです。最新の「遺言」が有効です。

毎年、お正月に「遺言」を書き換えている方もいらっしゃいます。遺産の分配の事だけでなく、「長い間、看病してくれてありがとう」「次の社長は次男に・・・」など、遺言者の気持ちを残すことも大切です。

「遺言」を書かなくても、ある程度遺産についての分配方法や今後の一家の方針について、家族に日頃から話しておくことが大切だと思います。もめそうな気配を感じたら、「遺言」を公正証書にしておけば、相続登記や名義変更が自由に出来ます。

